

# 中山間地域チャレンジ支援事業実施要領

## 第1 趣 旨

この要領は、富山県補助金等交付規則第21条及び中山間地域チャレンジ支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第9条の規定に基づき、企業、団体、集落等（以下「団体等」という。）が提案する中山間地域の活性化活動に向けた試行の事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 事業の要件等

### 1 対象となる事業

団体等が実施する事業は、次の各号に規定する活動項目のうち1つ以上を目的とする。

（活動項目）

- (1) 新商品開発、加工、販路開拓
- (2) 生活支援サービス
- (3) 伝統文化の継承
- (4) 定住促進の支援
- (5) 農業生産活動の支援
- (6) 農業参入者の促進
- (7) その他、知事が認める地域活性化に資する取組

### 2 事業の要件

次の各号に規定する要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 営利を目的としない事業であること。
- (2) 国、県及び他の地方公共団体等から補助または委託を受けていないこと
- (3) 政治活動または宗教活動を目的とした事業ではないこと
- (4) 自ら提案した事業が実施可能であること
- (5) すでに実施している事業でないこと

## 第3 応募方法等

### 1 提出書類

応募に際し、提案者が提出する書類は、次のとおりとする。

書 類	様 式	部数	提出期限
提 案 書 事 業 計 画 書 団 体 等 概 要 書 収 支 予 算 書	様式第 1 号 交付要綱に定める様式第 1 号 交付要綱に定める様式第 2 号 交付要綱に定める様式第 3 号	2 部	事業を実施する年度のうちに別に定める日とする。

## 2 提出先及び提出方法

事業を実施する場所を管轄する富山県内の各農林振興センター企画振興課へ持参または郵送により提出すること。

## 第 4 提案活動の採択等

### 1 審査及び採択

以下に掲げる項目について、富山県農林水産部が別途設置する審査会において審査のうえ、予算の範囲内において採択を決定する。

項 目	内 容
協働性	地域の特性を活かした取り組みであること 集落と企業・団体等との連携が図られていること
創造性	新たなアイデアや先進的な取組が含まれていること
実現性	事業目的が明確であり、的確に課題を捉えていること 事業計画に具体性があること 実行可能な方法、計画、予算が立案されていること
目標・効果	地域の活性化が期待できること 他の地域での実施が期待できるモデル性を持っていること

### 2 審査結果の通知及び公表

審査及び採択通知については、応募のあった団体等に通知するとともに、採択された提案事業の概要について、県ホームページ等で公表するものとする。

## 第 5 補助金の交付申請

事業の採択を受けた団体等は、第 4 の 2 による通知で指示のあった日までに、交付要綱に基づき、補助金の交付を申請するものとする。

## 附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 18 日から施行する。